

第4章 自然再生のための具体的な実施方針

4-1 植栽等による自然再生の基本的な考え方

放牧跡地を森林に再生していくための基本的な手法は、林冠構成種の苗木の植栽であり、植栽に用いる苗（種子）については、地域遺伝子資源保全の観点から事業地内由来のものとするを原則とする。

植栽に当たっては、できる限り自然の再生力を活用しながら進めるため、列状や島状の植栽地を設定するものとする。

これは、将来それらの植栽木が成長して母樹となり、その母樹からの下種更新等により樹林帯が拡大していくことで、コリドー（回廊）の役割を果たすことを期待するものである。このため、植栽地の配置は群状とし、配置箇所の地形に応じて柔軟な形状と間隔をとるものとする（図4-1-1、4-1-2）。

加えて、自然再生では鳥や風によって運ばれる種子等による森林再生の力も大きいことから草地の土壌改良を行い、そうした種子の発芽と生長に必要な土壌条件の確保を図るものとする。

なお、平成18年度から試験植栽として様々な条件の下で植栽を進めてきているが、未だ確固たる技術の確立には至っていない。このため、引き続き、これまで植栽してきた箇所のモニタリングを行いながら、より効果的、かつ省力的な再生手法を検討していくこととする。

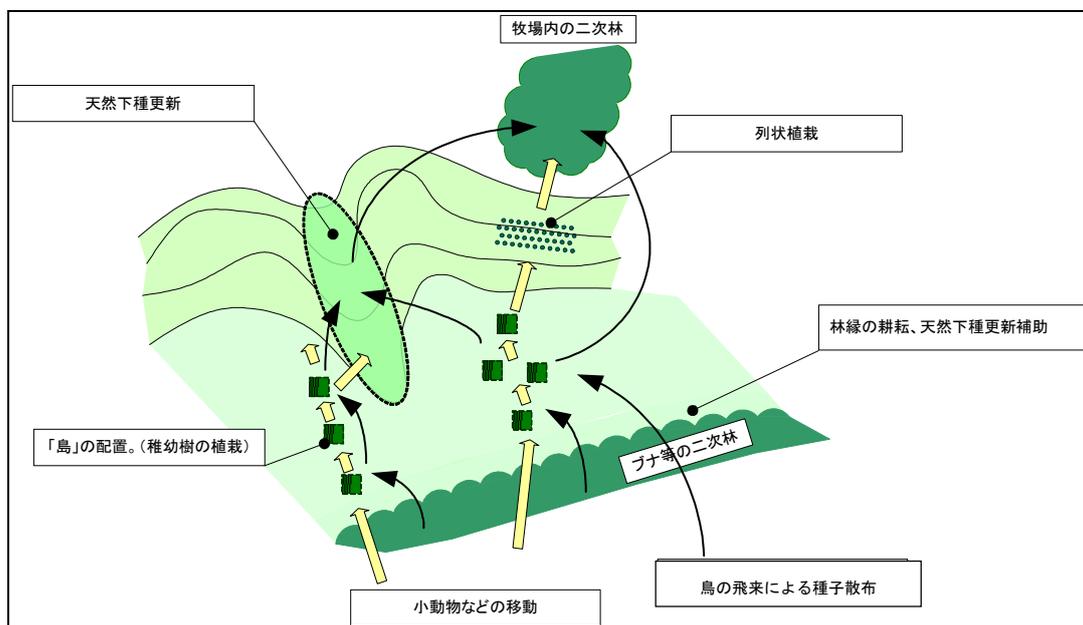


図4-1-1 植栽概念図



図 4-1-2 島状植栽のイメージ写真

(左が島状植栽が成長した状態のイメージで、右の既存の森林とゆるやかに連続していく)

4-2 植栽区域

事業地内では既に二次化している箇所（図 4-2-1）があり、それらの場所についてはその推移を見守ることとし、それ以外の草地部を植栽（再生）の対象とする。

ただし、青少年野外活動センター、親子キャンプ場、大印展望台などの既存野外活動施設周辺については、草地自体も施設との一体的な活用が期待できることから、原則として現況を維持することを基本とする。なお、利用者によるキャンプ場周辺への植栽など施設利用と一体的な再生活動が行える場合は、適宜柔軟に対応するものとする。

植栽区域の優先度については、クマゲラの生息域に隣接していることから、南側を優先的に進めることとする。



図 4-2-1 二次林化している区域

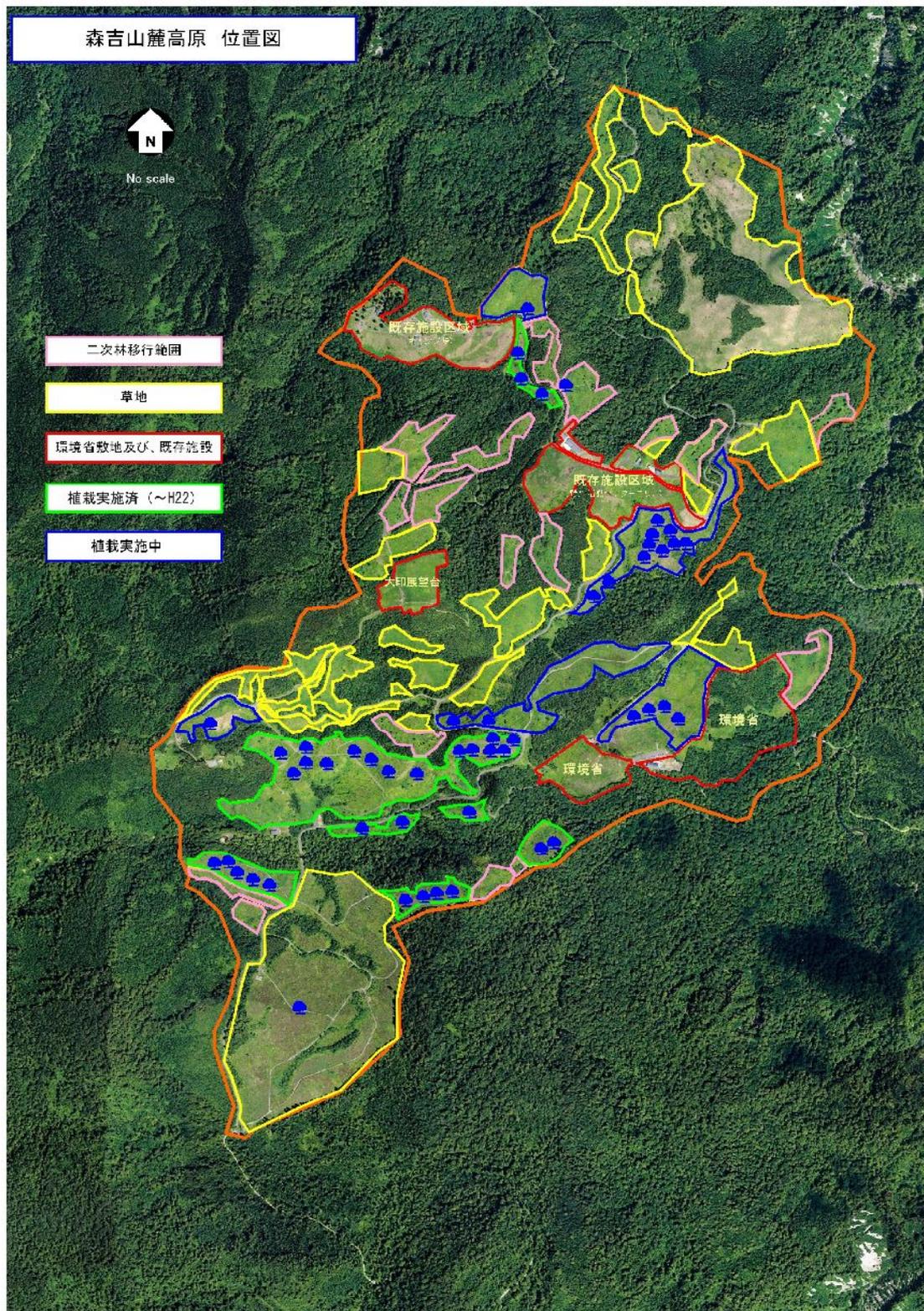


図4-2-2 植栽区域位置図
(青のマークが植栽している部分)

4-3 植栽方法

(1) 植栽樹種

事業地内及び事業地周辺に生育している樹種を植栽することとし、ブナ、ミズナラ、トチノキなどの将来高木になりうる樹種を主体とする。

植栽する苗木は、遺伝子保護の観点から事業地内からの山取苗や育苗した苗木を利用する。

(2) 植栽間隔・密度

将来の樹冠の広がりを考慮し、植栽間隔は2.5m程度とし、1ha当たりの植栽本数は1,500本を基本とする。

なお、将来の維持管理作業（下刈り）の誤伐等を防ぐためにも、規則的な植栽間隔とする。

なお、植栽予定箇所に生育している広葉樹（H=1.5m以上）がある場合はそれらの樹木を中心に、ブナなどの苗木を植栽する。

表4-3-1 植栽間隔（2.5mの場合の密度）

植栽間隔 (L)	1ha 当たりの換算本数 (全面植栽の場合)
2.5m	約 1,500 本 (3本の巣植で 4,500 本)

※植穴は苗木の大きさによるが、苗高30~50cmの場合は、W=0.5m、深さ0.3mを基本とする。

図4-3-1 植栽基本図

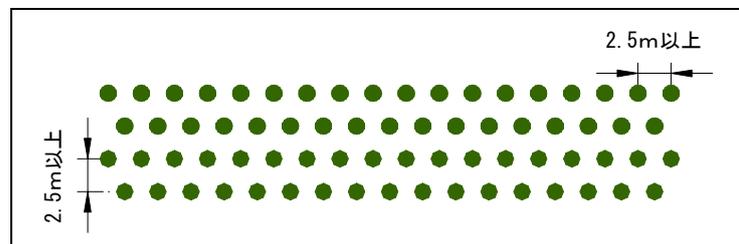


図4-3-2 列状植栽基本図

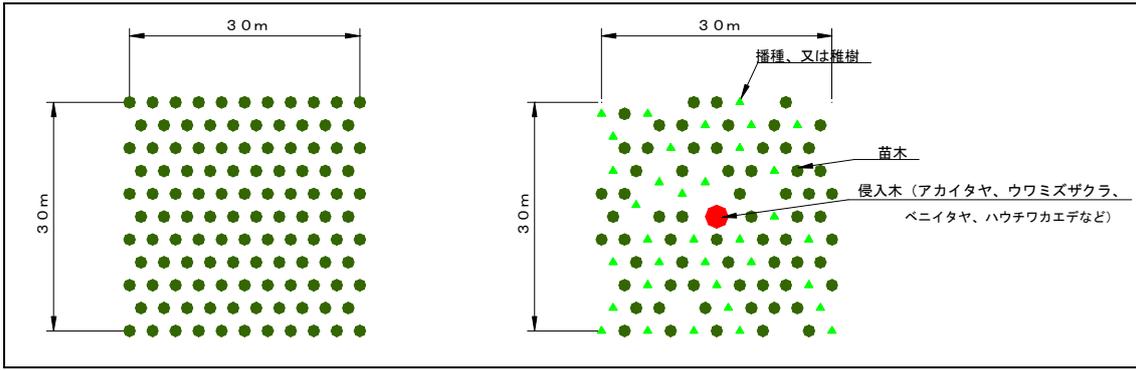


図4-3-3 島状植栽基本図

(3) 島の形状と配置間隔

島の形状は30m四方程度の方角とし、配置間隔は将来の島状植栽地相互の影響を勘案して50m程度の間隔とし、群状に配置する。

これらの植栽地について、早期に連続性を図る観点からは、島間にも植栽や天然下種更新補助作業を実施することが必要であるが、当面は島状の植栽地の造成を優先することとする。

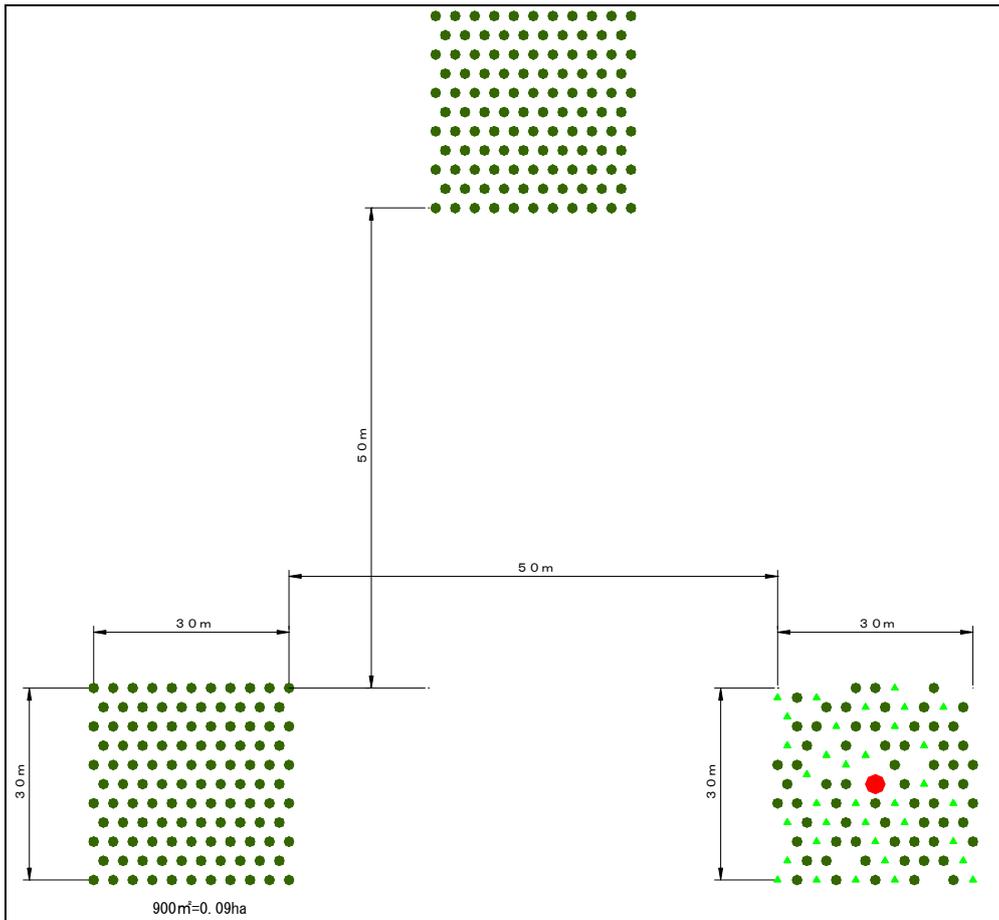


図4-3-4 島状の基本配置図